

相談手続等の説明

栃木県土地家屋調査士会
境界問題解決センターとちぎ

注：「法」～「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」を指します。
「規則」～「境界問題解決センターとちぎ規則」を指します。
「運営規程」～「境界問題解決センターとちぎ運営規程」を指します。
「実施規程」～「境界問題解決センターとちぎ相談手続実施規程」を指します。
「費用規程」～「境界問題解決センターとちぎ費用規程」を指します。

センターの概要

栃木県土地家屋調査士会は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づく認証を受けた機関です。

認証紛争解決事業者である旨【法第11条第2項】

認証番号 第95号
認証年月日 平成23年3月29日
名称 栃木県土地家屋調査士会
(民間紛争解決手続の業務に用いる名称)
境界問題解決センターとちぎ
代表者の氏名 栃木県土地家屋調査士会 会長 高橋洋行
住所 (〒320-0071)
栃木県宇都宮市野沢町3番地3
電話番号028-307-2187
FAX 028-666-4735
電子メールアドレス tochiadr@moon.ucatv.ne.jp
ホームページアドレス <http://tochicho.or.jp/adr/>
法人の種類 法律により直接に設立された法人(所管する大臣 法務大臣)

受付面談手続

第1 受付面談手続について(実施規程第9条)

境界問題解決センターとちぎ(以下、センターという)で実施される手続を利用する趣旨を対面でお聴きし、センターで実施される相談手続等の概要について説明のうえ、持参された資料(事前送付等)を確認し、境界紛争の概要を把握させて頂き、センターで取り扱うことの可否につき判断致します。

第2 受付面談手続申込について(実施規程第11条)

受付面談手続を受けようとする方は、受付面談手続申込書をセンターに提出していただきます。

第3 担当受付面談員の選任について(実施規程第12条)

受付面談員候補者のうちから当該受付面談手続を実施させる担当受付面談員を選任致します。

第4 納付する費用について

無料です。

相談手続

第1 相談手続について(実施規程第24条)

相談したい境界紛争について相談員(土地家屋調査士である相談員及び弁護士である相談員各1名)に直接具体的な相談をすることができます。

第2 相談の申込みについて(実施規程第16条)

- 1 相談手続の申込みをする方は、相談申込書をセンターに提出していただきます。
受付面談を受けた方は、相談手続申込の事実を記載いただくのみで足りることがあります。
- 2 相談申込書には、所定の書類を添付して頂きます。
添付書類が整わない場合は相談手続きの申込をお断りすることがあります。
別紙、「相談時に必要な書類一覧」を参照のうえご準備ください。
- 3 資料を提出することが困難である場合はセンターにて手配(有料)することも可能ですのでお申し出ください。費用は下記のとおりです。

費用規程別表3(第13条第1項関係)

区分	手続費用の額
資料調査費用(注)	15,000円以内

(注) 資料調査を実施するのに必要な租税その他の公課は、含まれていません。

費用規程別表4(第16条第1項関係)

区分	手続費用の額
閲覧・謄写手数料	1. 閲覧 1件につき 1,050円 2. 謄写 (1) 記録の用紙がA3までのものは、5枚まで 2,100円 (2) 記録の用紙がA3までのもので5枚を超えるものについては、その超える枚数5枚までごとに加算する額 1,050円 (3) 記録の用紙がA2までのものは、1枚につき 525円

第3 担当相談員の選任について(実施規程第19条)

センターは、相談員候補者名簿に記載されている者のうちから、申込みに係る案件を担当するのに適任と思量する調査士相談員1人及び弁護士相談員1人を選任いたします。

第4 納付する費用について(実施規程第16条第5項)

費用規程別表1(第8条第1項及び第9条第1項関係)

区分	手続費用の額
相談手数料	21,000円
相談期日手数料	21,000円

調停手続

第1 調停手続について(規則第30条第3項)

境界紛争の一方の当事者からの申立により、他方の当事者の実施の依頼を受けて、その双方の当事者のために規則第28条に基づき実施するものです。

第2 調停申立について(実施規程第28条)

調停申立をする方は、調停申立書をセンターに提出していただきます。

調停申立書には所定の事項を記載いただき、所定の書類を添付して提出いただきます。
調停申立書を提出するときは同時に調停申立手数料を納付いただきます。

第3 担当調停員の選任について（実施規程第35条）

センターは、調停員候補者名簿に記載されている者のうちから申立に係る案件を担当するのに適任と思料する調査士調停員2人及び弁護士調停員1人を選任いたします。

第4 担当調停員の忌避（実施規程第39条）

当事者は担当調停員の公正性を疑うに足る相当の理由があるときは、その旨を記載した書面をセンターに提出して、当該担当調停員の忌避を申し出ることができます。

その場合、センターは調査を実施し、当該申出を認めるかどうかを決定します。

第5 納付する費用について

費用規程 別表2（第10条第1項、第11条第1項及び第12条第1項関係）

区分	手続費用の額
調停申立手数料	20,000円
調停期日手数料	21,000円
成立手数料	105,000円

1 調停申立手数料

(1) 申立書を受理したときで次の場合は、申立手数料は返還しません。

- ① 申立人が第1回期日開催通知発送後に申立を取り下げたとき。
- ② 調停が不調（不成立）で終了したとき。

(2) 次の場合には減額して返還いたします。

- ① センターが調停手続の申立を受理しないことを決定した場合は、通信費その他の実費を控除した額。
- ② 第1回の調停期日が通知される前に申立を取り下げた場合は、5割に相当する額。
- ③ 通知をした相手側が調停手続の実施を依頼する意思がないことを明確にした場合（調停手続に応ずる意思がないとみなした場合も含まれます）、または、相手方が第1回の調停期日の開催までに応諾書を提出しない場合は、5割に相当する額。

2 調停期日手数料

(1) 第1回目の期日手数料は申立人が相手側の分を負担していただきます。

(2) 第2回以降は、両当事者がそれぞれ半額を負担していただくか、あるいは当事者間の合意による負担割合で算出した額（ただし、あらかじめセンターの承認が必要です。）を負担していただきます。

3 調停成立手数料

(1) 調停和解契約書の作成も含まれています。

(2) 調停期日が2回を超え加算を相当と判断した場合には、基本成立手数料10万5千円に加え、調停期日1回につき5万円を限度として追加手数料が加算される場合があります。ただし、追加手数料は40万円を超えない額になります。

(3) 上記金額及び当事者の負担割合は当事者の意見を聞いて調停員会が決定します。

4 資料調査費用

(1) 調停にあたり、法務局、官公庁、その他の資料調査が必要なとき、当事者の一方又は双方が希望したとき、あるいは、調停員会から資料調査の実施を求められたときに実施します。

調査依頼者の負担になりますが、当事者双方が共同して依頼する場合は、その半額を当事者双方に負担していただきます。

ただし、当事者間に負担割合の合意があるときはその負担割合で算出した額となります。（ただし、あらかじめセンターの承認が必要です。）

(2) 調査内容により、料金の追徴または、減額返還があります。

第6 調停の開始から終了までの標準的な進行について（実施規程第27条第1項3号）

- ① 和解が成立した年月日
- ② 合意の内容
- ③ 当事者の氏名（又は名称）、住所
- ④ 当事者間で合意した事項
- ⑤ 特定和解に関する事項
- ⑥ 納付する手数料その他の費用の額及び負担割合

(2) 作成通数

和解契約書は、当事者交付用（当事者の数の通数）とセンター保存用（1通）を作成して当事者双方に交付し、1通はセンターで保存します。

調停手続きは、和解契約書を当事者に手交し、又は送付したときに終了します。

資料調査及び測量・鑑定

第1 資料の調査及び測量・鑑定の依頼について（実施規程第57条）

- (1) 境界紛争の対象となる土地の調査及び測量・鑑定を依頼することができます。
- (2) 相談申込書、調停申立書に添付する所定の資料調査を依頼することができます。
- (3) 調査等依頼書をセンターに提出していただきます。

第2 センターは当事者より調査及び測量・鑑定の実施依頼を受けた時、調停員会から資料調査の実施を求められたときは本会会員のうちから当該資料調査を実施するのに適任と思料する者を調査員として指名します。

第3 センターは、調停手続きの実施の過程において調停員会から測量・鑑定の実施を求められたときは、当事者双方から意見を聴いて、境界鑑定業務取扱会員名簿の登録会員のうちから適任と思料する者を鑑定等実施員として指名します。

第4 資料調査の依頼される方は、調査等依頼書を提出するときに所定の金額を予納してください。

第5 測量・鑑定を依頼される方は、調査等依頼書を提出するときに所定の金額を予納してください。

第6 測量・鑑定内容により、料金の追徴または、減額返還があります。

交通費、その他の実費

第1 本会の調停室以外の場所で調停期日を開催した場合（現地調停等）は担当調停員の交通費、宿泊費等をご負担いただくことになります。

第2 センターは、あらかじめその他費用について説明し、同意を得るようにいたします。

第3 当事者の負担割合はそれぞれ半額ですが、当事者間に負担割合の合意があるときはその負担割合で算出した額を負担いただきます。（ただし、あらかじめセンターの承認が必要です。）

第4 内容により料金の追徴または、減額返還があります。

費用の納付時期について

相談手数料	相談申込書を提出したとき
相談期日手数料	期日開催の前
調停申立手数料	調停申立書を提出したとき
調停期日手数料	期日開催の前
調停成立手数料	調停により和解が成立したとき
資料調査費用	資料調査依頼書を提出したとき

測量・鑑定費用	調査・鑑定依頼書を提出したとき
交通費、その他の実費	予納

守秘義務について

本会の役職員、運営委員、受付面談員候補者、相談員候補者、調停員候補者及びその他相談手続等に関与する本会の会員には、守秘義務が課せられています。（規則第32条第2項）

文書の保管

相談手続等に関する書面はセンター事務局保管庫で管理します。（運営規程第17条）

苦情の取扱い

第1 相談手続等に関して苦情がある者は、センター長に苦情を申し立てることができます。（実施規程第74条第1項）

第2 苦情を申し立てる際には、次の事項を記載した苦情申立書を提出して下さい。提出方法は、ファクシミリによる送信又はEメールによる送信でも可能です。（実施規程第74条第2項）

- (1) 苦情を申し立てる者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- (2) 申し立てる苦情の概要

第3 苦情の申立ては、口頭又は書面によりいつでも取り下げることができます。（実施規程第74条第3項）

第4 苦情申立を受理したときは、センター長は、苦情処理委員会を組織して苦情の調査を行わせ、その調査結果に基づき適切な措置を講じます。講じた措置の結果は申立者に書面で報告します。（実施規程第75条・第76条）

境界問題解決センターとちぎ センター長殿

以上、相談手続等についての説明を受け、説明事項を確認しました。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印